

アフターコロナ社会のタクシー事業の現状

～「移動の足」を確保する取組を推進中～

令和7年3月11日(火)

一般社団法人 京都府タクシー協会



※京都府タクシー協会では乗務員の仕事を動画でわかりやすく説明しています。

観光地である京都ならではのタクシー不足問題解消に向けて(京クルー)

京クルーの背景

【京都市域交通圏 乗務員の減少】

- 把握する平成21年度以降、毎年度3%程度の乗務員が減少。
(平成21年度11,217名⇒平成31年度7,953名、**10年間で約30%の▲3,264名減少**)
- 令和2年1月末、京都で新型コロナウイルス感染症の罹患を確認、乗務員の離職が加速。
(令和2年1月の8,080名⇒令和4年度末6,147名と**3年間で約24%の▲1,933名減少**)

【コロナ禍以降、タクシーの供給不足との指摘】

- 乗務員不足もあって、コロナ禍前の実働率70%前後からコロナ禍後の実働率60%前後と、10%程度減少。

【京都駅を中心にタクシーのりばに徒列が形成】

- 令和4年11月の秋の観光シーズンを皮切りに、利用者利便の確保を図る通達が運輸支局から繰り返し発出された。
- タクシー不足に関する報道が目につくとともに、京都駅のオーバーツーリズムの切り取り報道が繰り返された。

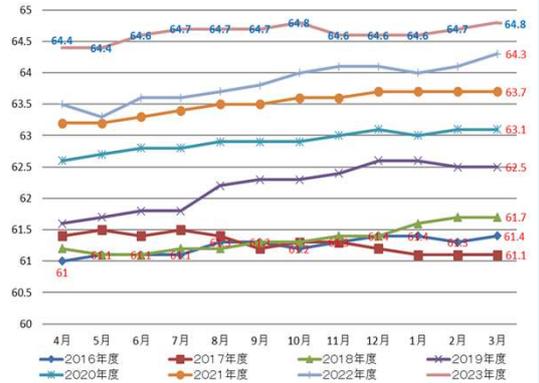
【デジタル行財政改革中間とりまとめ(令和5年12月20日)】

- 国土交通省において、タクシー不足問題解消に向けた新たな仕組みが創設(自家用車活用事業)。

運転者証交付数



平均年齢



京都駅タクシーのりばの現状と対策、マスメディアによるオーバーツーリズム報道

【京都駅烏丸口タクシーのりば】

- 待機車両数：54台(9列×6台)、フォーリンフレンドリータクシー(FF車)：8台
- JR2交付車両数：約4,900台(法人)、1,530台(個人) 合計 6,430台
- 対策の変遷

2色規制の時期：平成11年1月21日 ⇒ 3色規制の時期：平成23年12月～
⇒ 4色規制の時期：平成24年4月～現在



【京都駅八条口タクシーのりば】

- ショットガン施行日：平成29年11月15日(指定管理者：京都タクシー業務センター)
- 課金額：課金時間帯AM6:00～PM11:00の入構1回につき20円(H28.4.1～)
- 八条口のりばの待機車両数：大型車：3バース2台、FF車：2台+待機2台、貸切車：2～4台(それぞれ、時期時間によって変化)、一般タクシー：概ね40台程度
- 第2プール待機車両数：最大74台

○令和5年秋の観光シーズン以降の対策

- 金閣寺シャトルの運行、ポーター及びおもてなしコンシェルジュの配置、指導員の優先配置
- のりばのライブ中継、烏丸口4色規制の緩和(3列まではJR2があればフリー)
- シーズン中、関係機関による一体的な対策を実施(手荷物臨時預かり所、総合案内所)

※総合的な対策により、タクシーの徒列も緩和され、乗車までの時間も緩和



○観光地京都ならではのマスメディアによるオーバーツーリズム報道

- 京都駅バス・タクシーのりばについて、切り取った報道
- 観光地でのマナー違反報道や対策報道

R5年8月
菅 義偉 元総理の
RS解禁を検討 発言

新たな仕組みを活用した自家用車活用事業の取組み

デジタル行財政改革中間とりまとめ

- 政府の「デジタル行財政改革会議（議長：岸田総理）」において「デジタル行財政改革中間とりまとめ」が決議された。この中で「現状のタクシー事業では不足している移動の足を、地域の自家用車や一般ドライバーを活かしたライドシェアにより補うこととし、すみやかにタクシー事業者の運行管理の下での新たな仕組みを創設する。」とされた。

京タ協の取組み（観光地である京都ならではのタクシー不足問題解消に向けて）

【執行部で方向性の共有】

- デジタル行財政改革中間とりまとめ及び12月27日に開催された、全タク連全国会長会議を踏まえ、12月28日に京タ協正副会長会議を開催し、タクシー不足解消に向けた取組み推進の方向性を確認・共有。

【取組み推進の発信・運行開始セレモニー】

- 1月10日に経営委員会を開催し、取組み推進の方向性を共有、ガイドラインは執行部での作成を確認。
- 1月16日に会員に対し、規制改革推進に関する中間答申対応説明会を開催するとともに、取組み推進を要請。
- 1月19日に京都府及び京都市の交通政策担当部署と中間答申の説明と情報共有。
- 1月23日の京タ協主催「新春の集い」で、タクシー不足問題解消に向けた新たな仕組みへの取組み推進を要請。
- 2月1日に社会保険労務士と、新たな仕組みに対応する就業規則等の作成を共有・開始。
- 2月15日に京都市の交通政策担当部署と意見交換
- 2月15日の交通委員会、27日の経営委員会、29日の地域公共交通推進委員会南部分科会、3月1日の総務委員会、8日の労務委員会、26日の理事会で取組み推進を要請。
- 3月15日に会員に対し、京クルー・ガイドラインと関係規定集の説明会を開催。
- 3月22日に国交省のタクシーが不足する地域等の公表を受け、執行部の記者会見。
- 3月29日に国交省の許可基準通達に基づき許可を受け、4月20日に運行開始セレモニー（京都市役所前広場）。



実績

○京都市域：許可 21事業者、ドライバー 418人、稼働台数 5,144台、運行回数 33,234回、1時間あたり約1回（H7,2,2付け 国交省HP：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html）

※A事業者：使用車両(最大)38両、ドライバー-29名、1時間あたり(1.7回,3,500円)、当初貸出し、7/19から持ち込み車両開始(自家用車) *9/4現在

京クルー：日本版ライドシェア（京都編）

【許可事業者】：1.エムケイ(株)、2.宇治第一交通(株)、3.京都第一交通(株)、4.八光第一交通(株)、5.都タクシー(株)、6.(株)鐘
7.(株)キャビック、8.アオイ自動車(株)、9.ギオン自動車(株)、10.京都アサヒタクシー(株)、11.彌榮自動車(株)
12.(株)プラス、13.(株)モビリティネクスト、14.大バス関西タクシー(株)、15.洛東タクシー(株)、16.ホテルハイヤー(株)
17.近畿自動車(株)、18.ケイテイ(株)、19.帝産京都自動車(株)、20.ユニオン(株)、21.NuVe(株) 12/22 現在：21社

※主に、以下の内容がタクシーと異なる

- ① ドライバーは普通免許（一種）でも運転が可能、車両は自家用車両（白ナンバー）でも可能
- ② 運行する時間帯 * 月・水・木の 16時台～19時台 * 火～金の 0時台～4時台 * 金・土・日の 16時台～翌5時台
- ③ 事業者指定の配車アプリからの配車のみ ④ 支払いは配車アプリ内のみで実施 ⑤ 運賃はタクシーと同等（事前確定運賃と同様の計算方法により算出し、迎車料金も含めて運行事業者の認可運賃と合わせる）

スキーム



公共交通の担い手確保対策（乗務員の減少とタクシー不足の指摘）

乗務員の維持・確保に向けて

○運賃改定（公定幅運賃変更要請）

- ・最終的な要請率：80.99%
- ・運賃改定の実施日：令和5年5月1日（感染法上の新型コロナウイルスが5類に移行、5月8日付け）
- ・改定率：14.95% ※普通車 初乗 1.0km:500円(1.2km:460円)、加算 279m:100円(252m:80円)
()内は改定前
- ・運賃改定後の6ヶ月間における平均増収率：19.38%

○タクシー業界(産業)の魅力発信

- ・8/5 タクシーフェアの開催、就職・転職相談ブースを設置

○バス・タクシードライバー 就職相談会

- ・3/9 京タ協も就職・転職相談ブースを設置

○「京都のタクシーならではの働きがい」動画の作成

- ・京タ協のホームページで公開

○タクシーが足りないとの指摘に対する対策

- ・京クルー、乗合タクシー運行、京都駅でのコンシェルジュ、ポーター配置等



担い手確保に関する支援策(令和5年度)

自治体等の支援が大きな後押し

○国土交通省 ※物流・自動車局 旅客課 ※令和6年度も支援が継続

- ・補助事業の名称：交通DX・GXによる経営改善支援事業（人材確保・育成）
- ・活用した事業者数及び支援額：28会員事業者、京タ協 1,745千円
- ・補助事業：二種免許取得、人材確保に関する広報及び研修経費（補助金1/2）

○京都府 ※建設交通部 交通政策課 ※令和6年度も支援が継続

- ・補助事業の名称：京都府道路旅客運送業人材確保対策事業
- ・活用した事業者数及び支援額：国の補助事業対象者で1/2を補助、京タ協 1,745千円
- ・補助事業：二種免許取得、人材確保に関する広報及び研修経費（国の裏負担1/2）

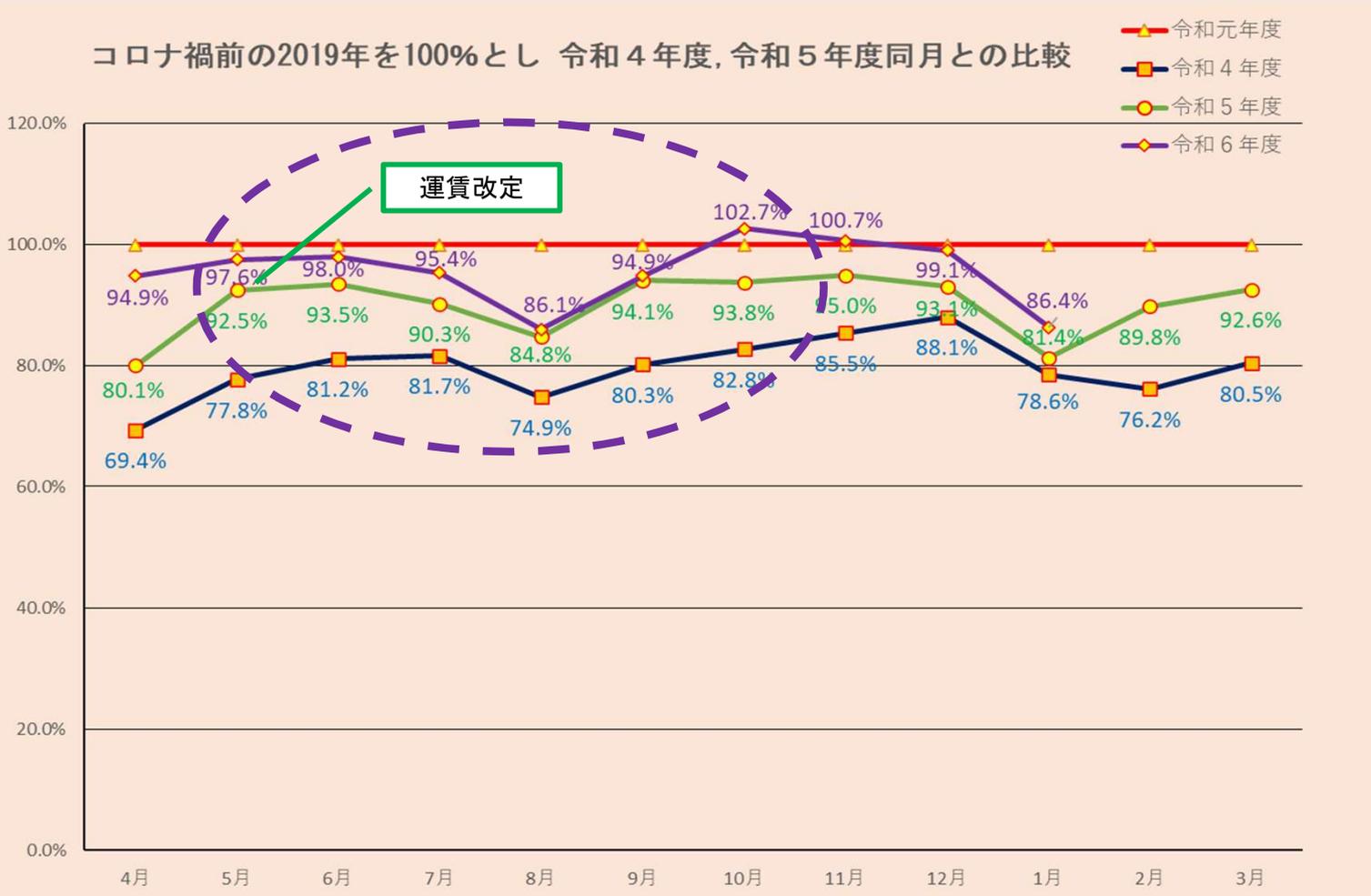
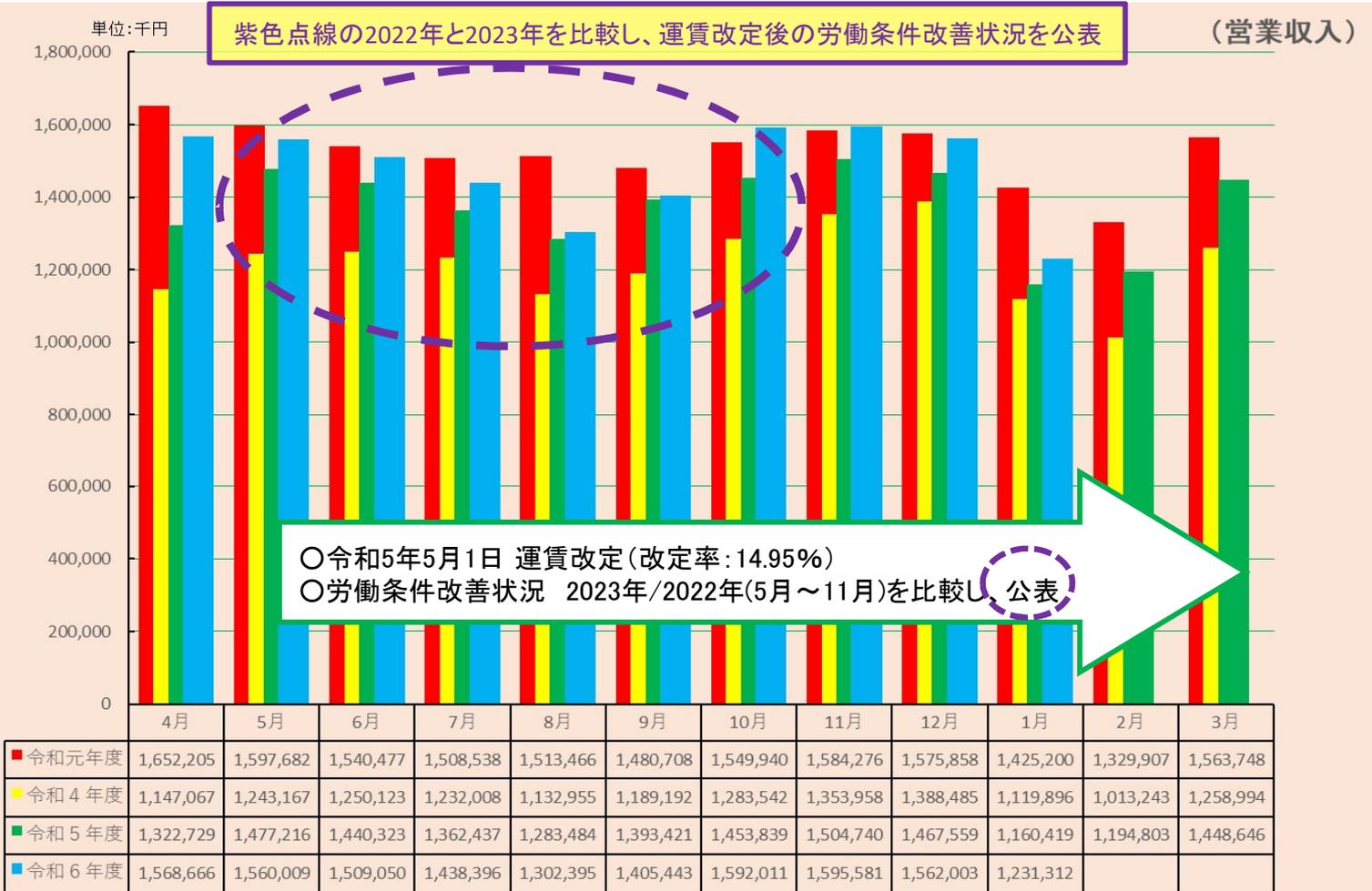
○京都市 ※都市計画局 歩くまち京都推進室 ※令和6年度も支援が継続

- ・補助事業の名称：京都市公共交通担い手確保支援事業
- ・活用した事業者数及び支援額：22会員事業者、京タ協 2,968千円 総額 21,887千円
- ・補助事業：二種免許取得、人材確保募集・広報等、乗合タクシー備品類（上限100万円）

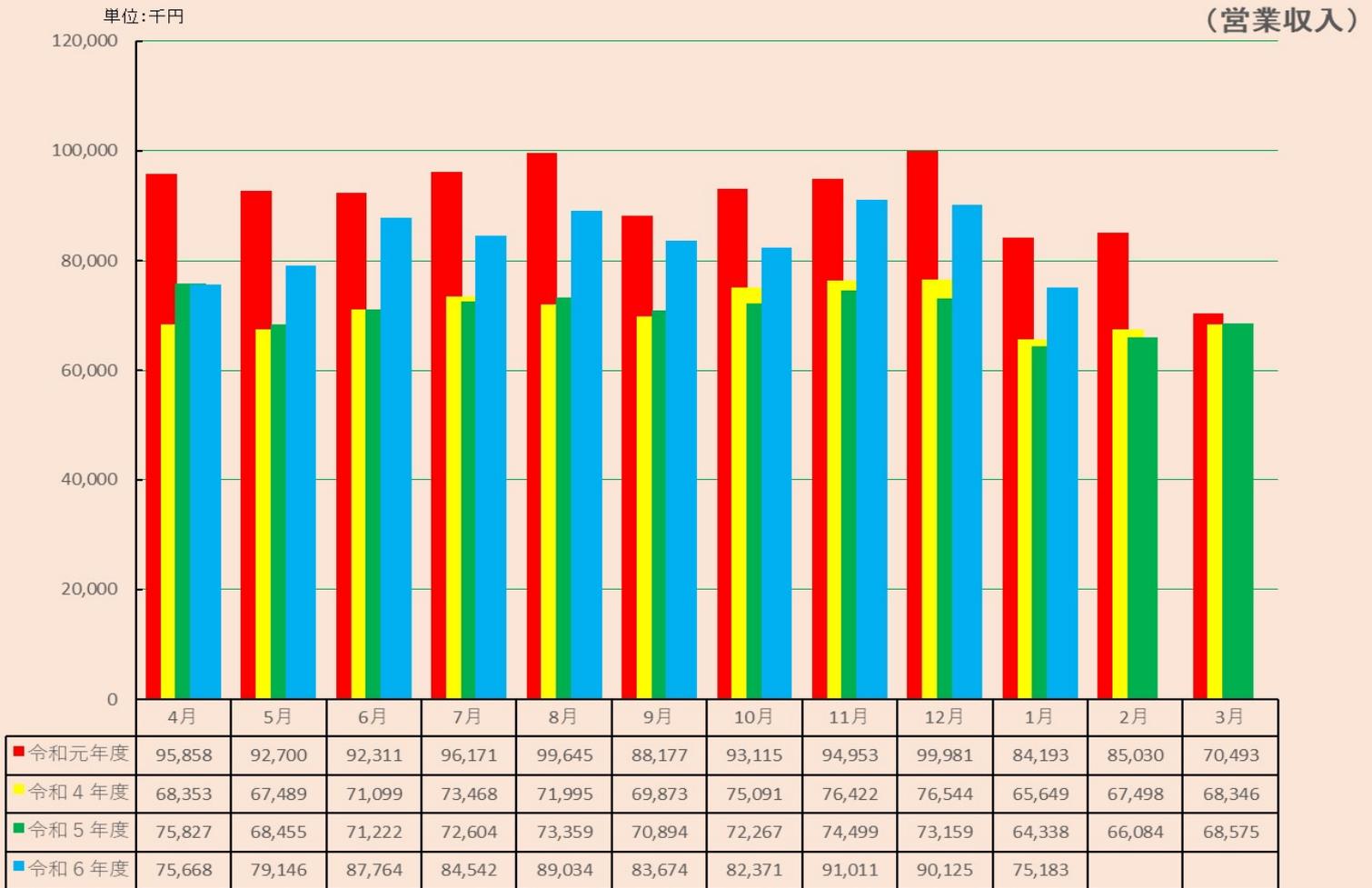
○京タ協も支援メニューを最大限活用し、普段では出来ないような事業を実施

- ・業界の魅力発信と人材確保、イラスト動画、Web広告、乗合タクシー等 補助金6,458千円

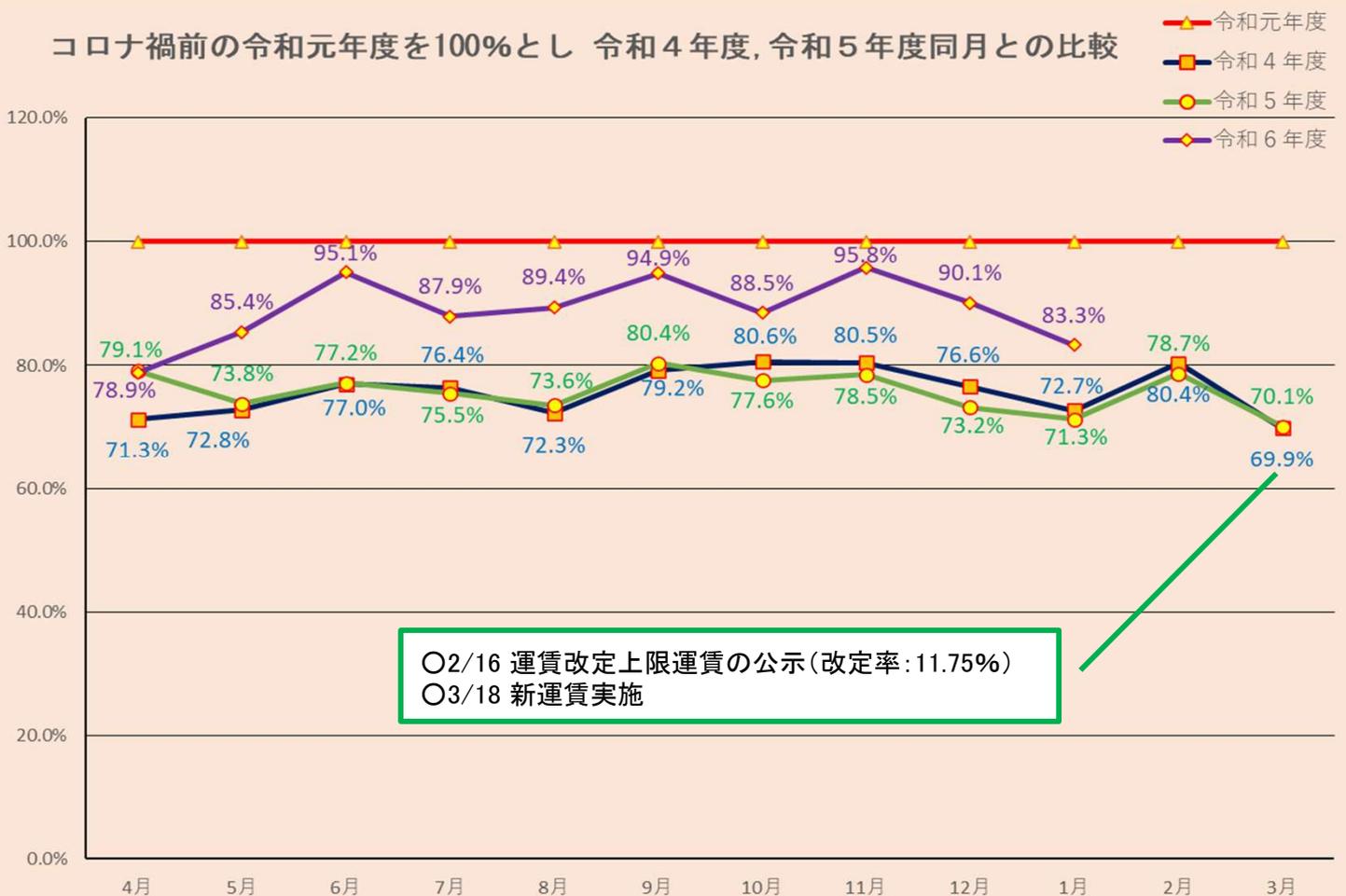
アフターコロナ社会の輸送実績（京都市域地区:原計事業者）



アフターコロナ社会の輸送実績（京都北部地区:原計事業者）

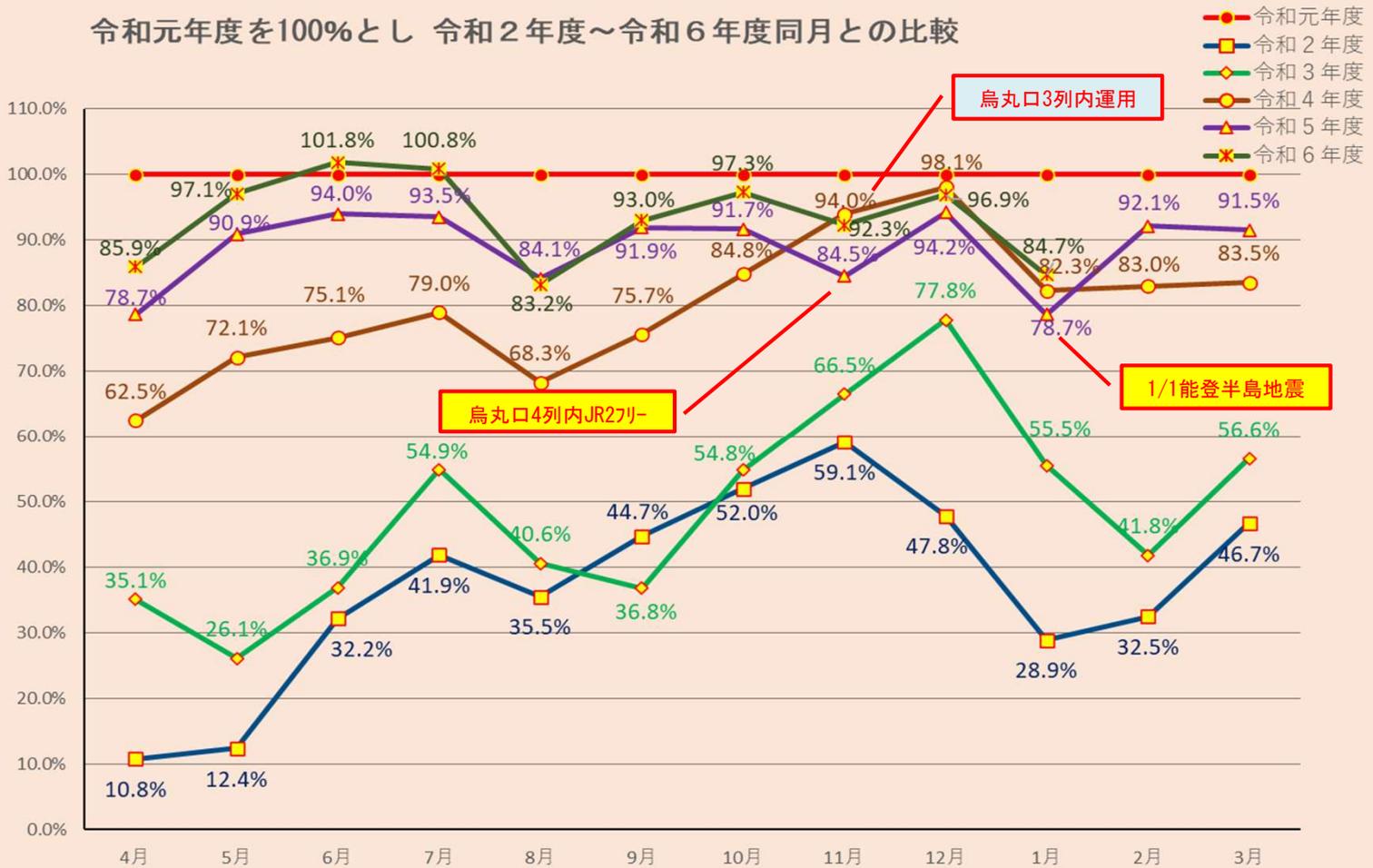


コロナ禍前の令和元年度を100%とし 令和4年度, 令和5年度同月との比較



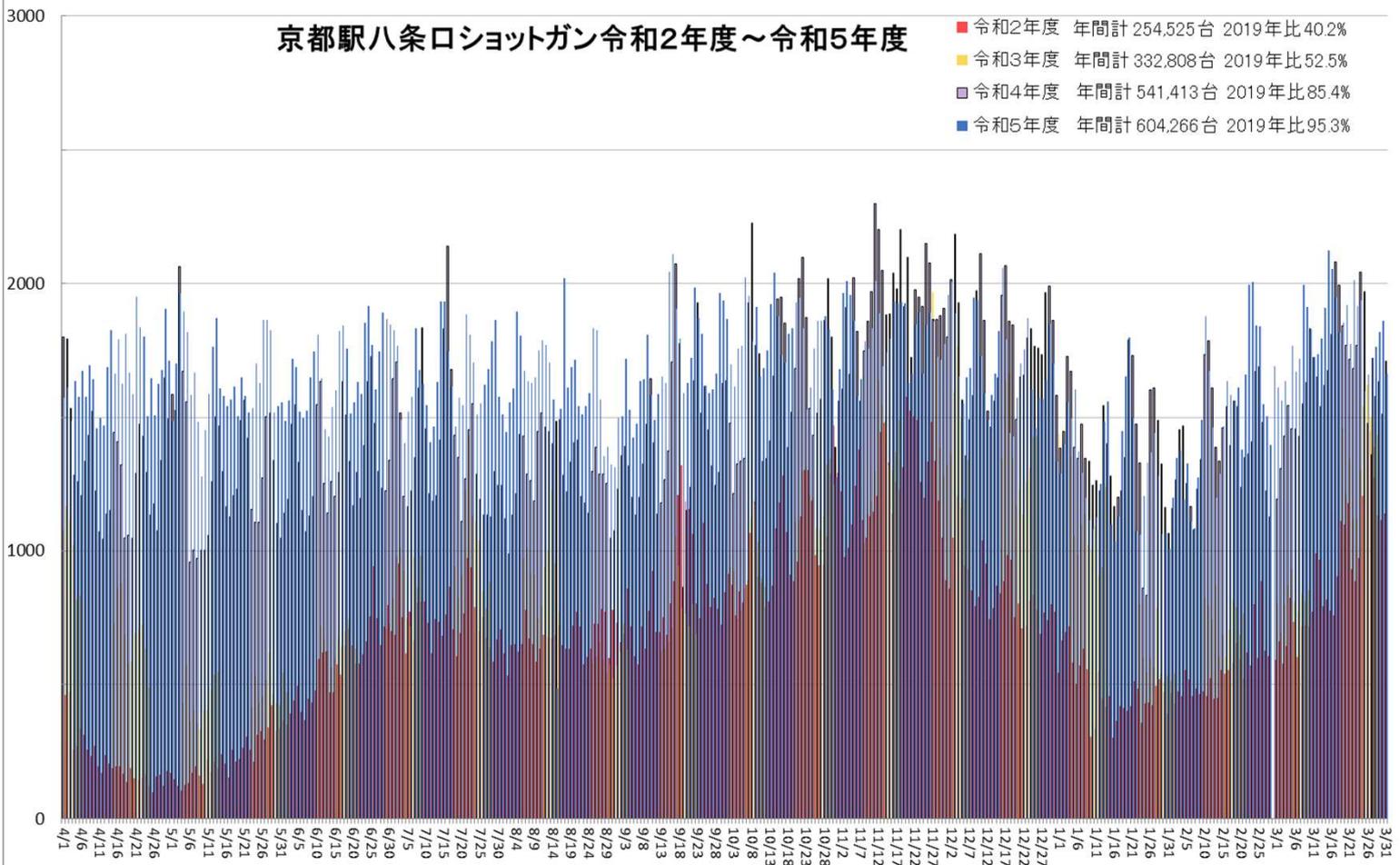
京都駅八条口タクシー乗り場ショットガンの実績

令和元年度を100%とし 令和2年度～令和6年度同月との比較



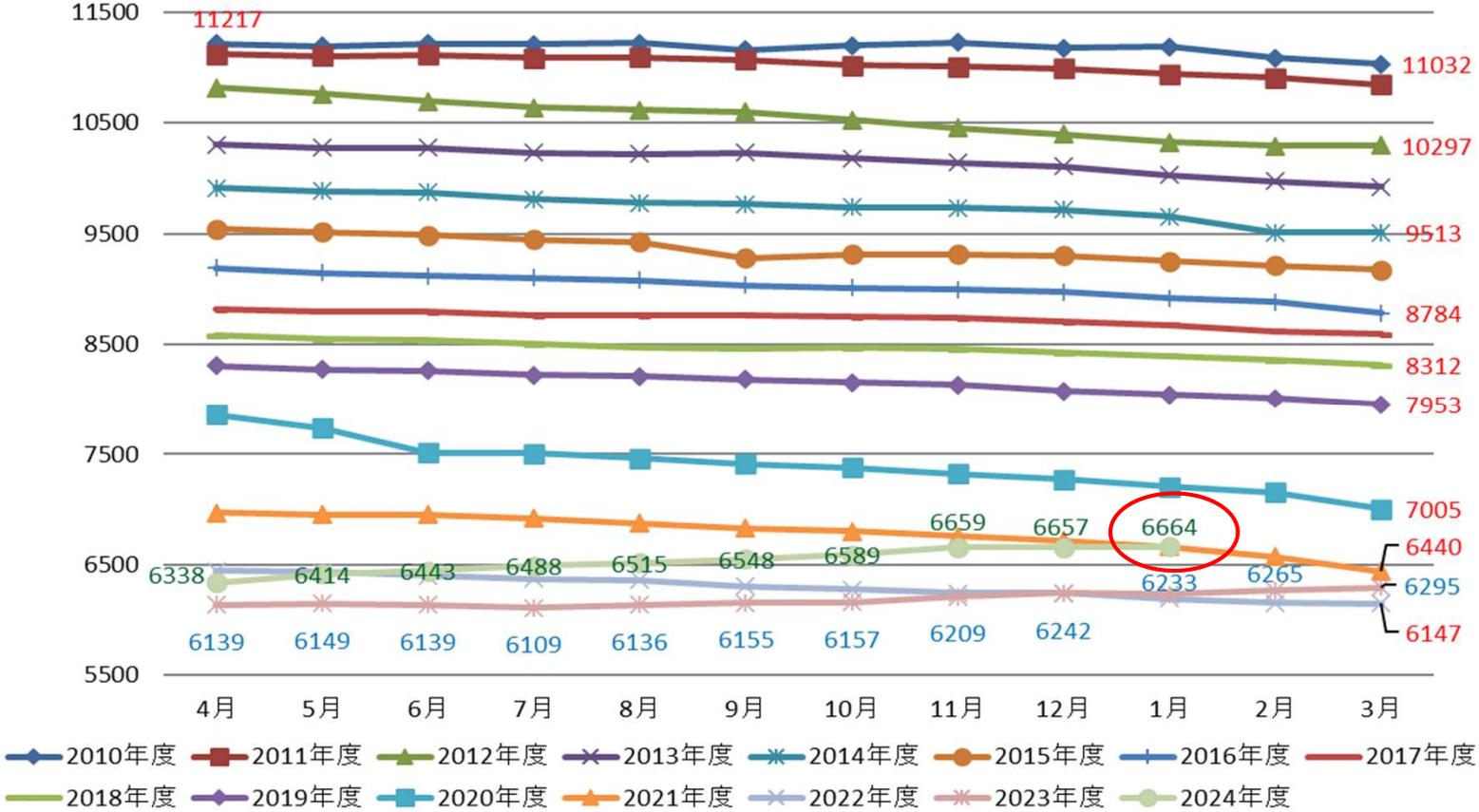
京都駅八条口ショットガン令和2年度～令和5年度

- 令和2年度 年間計 254,525台 2019年比40.2%
- 令和3年度 年間計 332,808台 2019年比52.5%
- 令和4年度 年間計 541,413台 2019年比85.4%
- 令和5年度 年間計 604,266台 2019年比95.3%

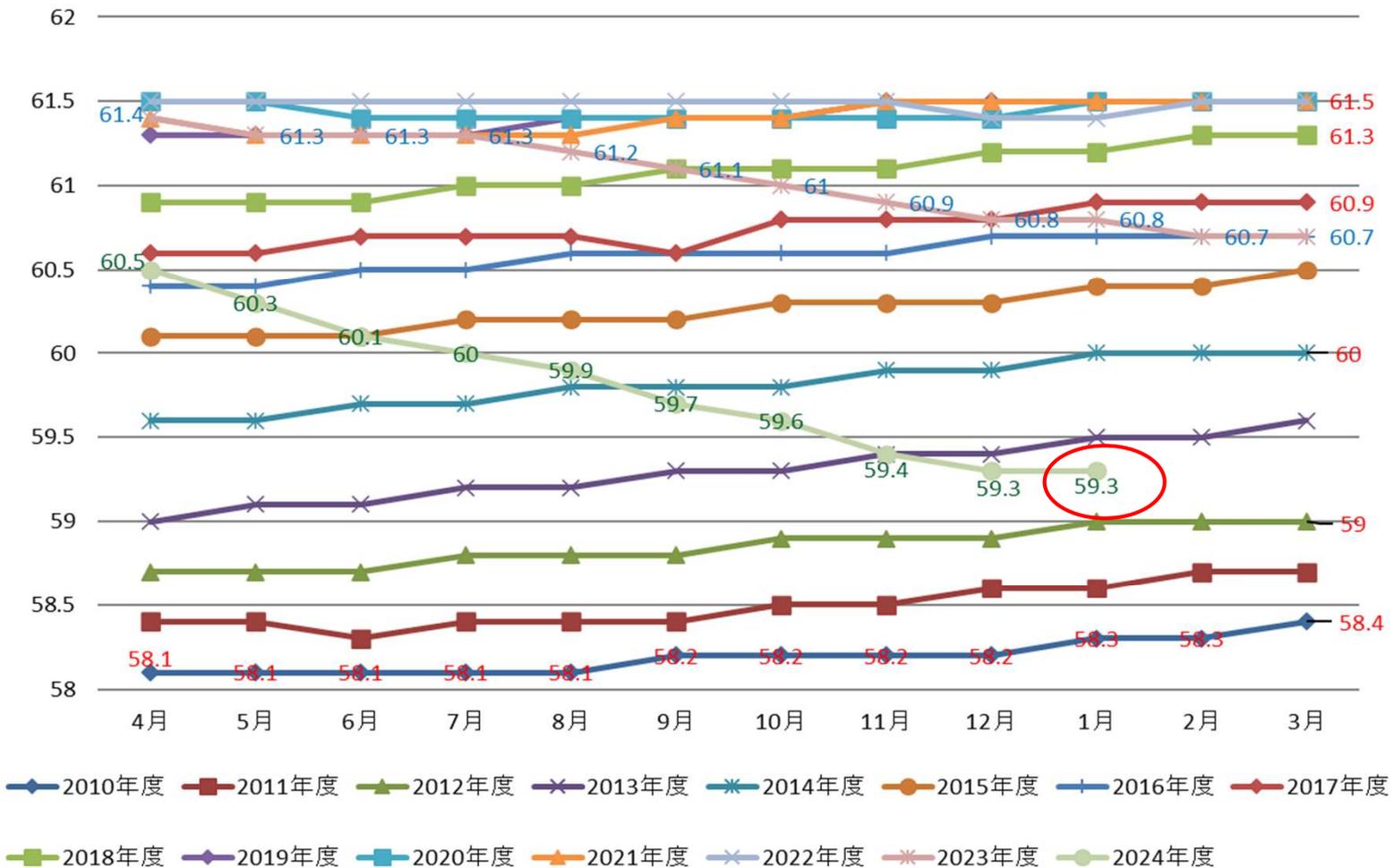


京都市域の乗務員に関する運転者証交付数及び平均年齢

運転者証交付数

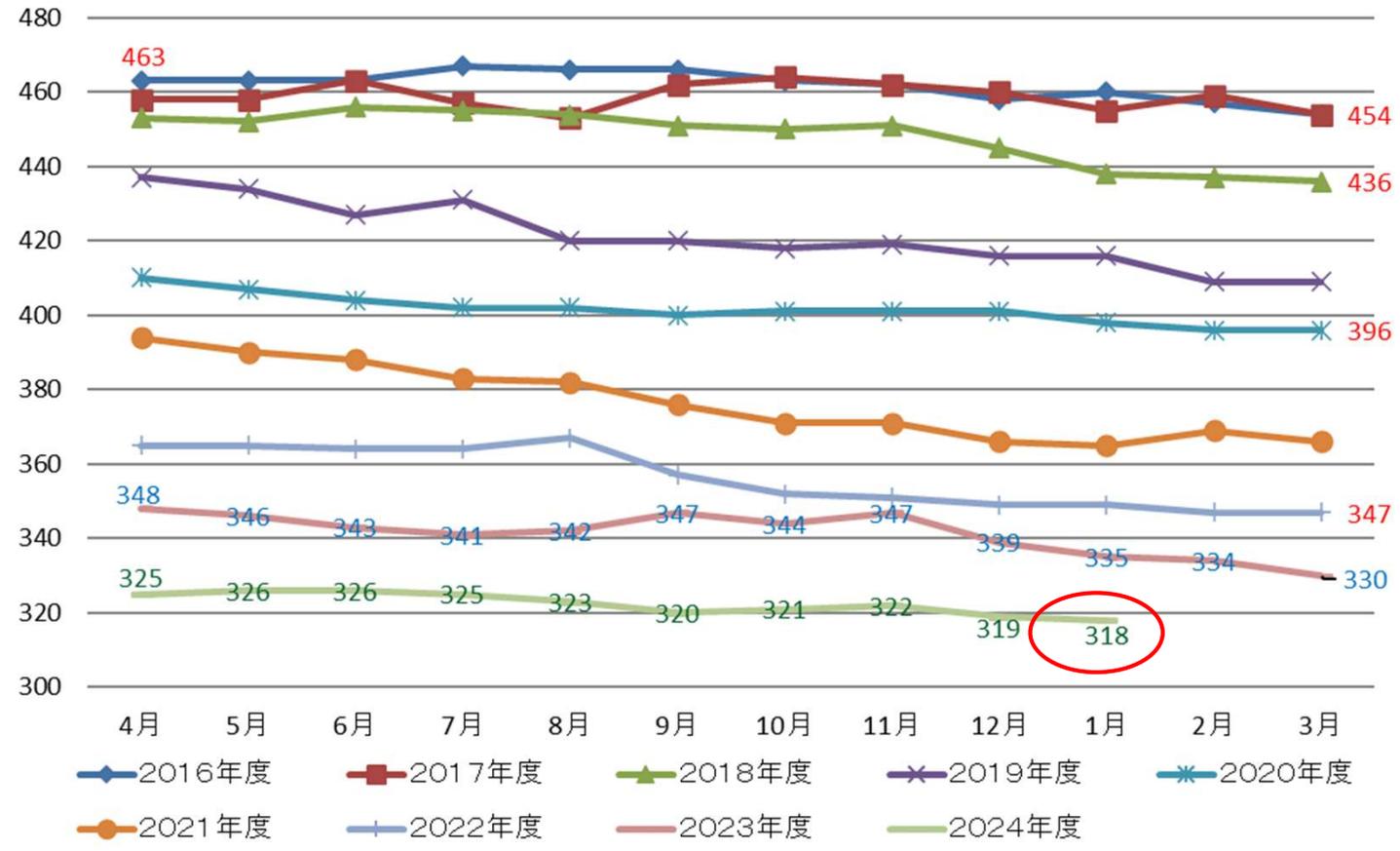


平均年齢

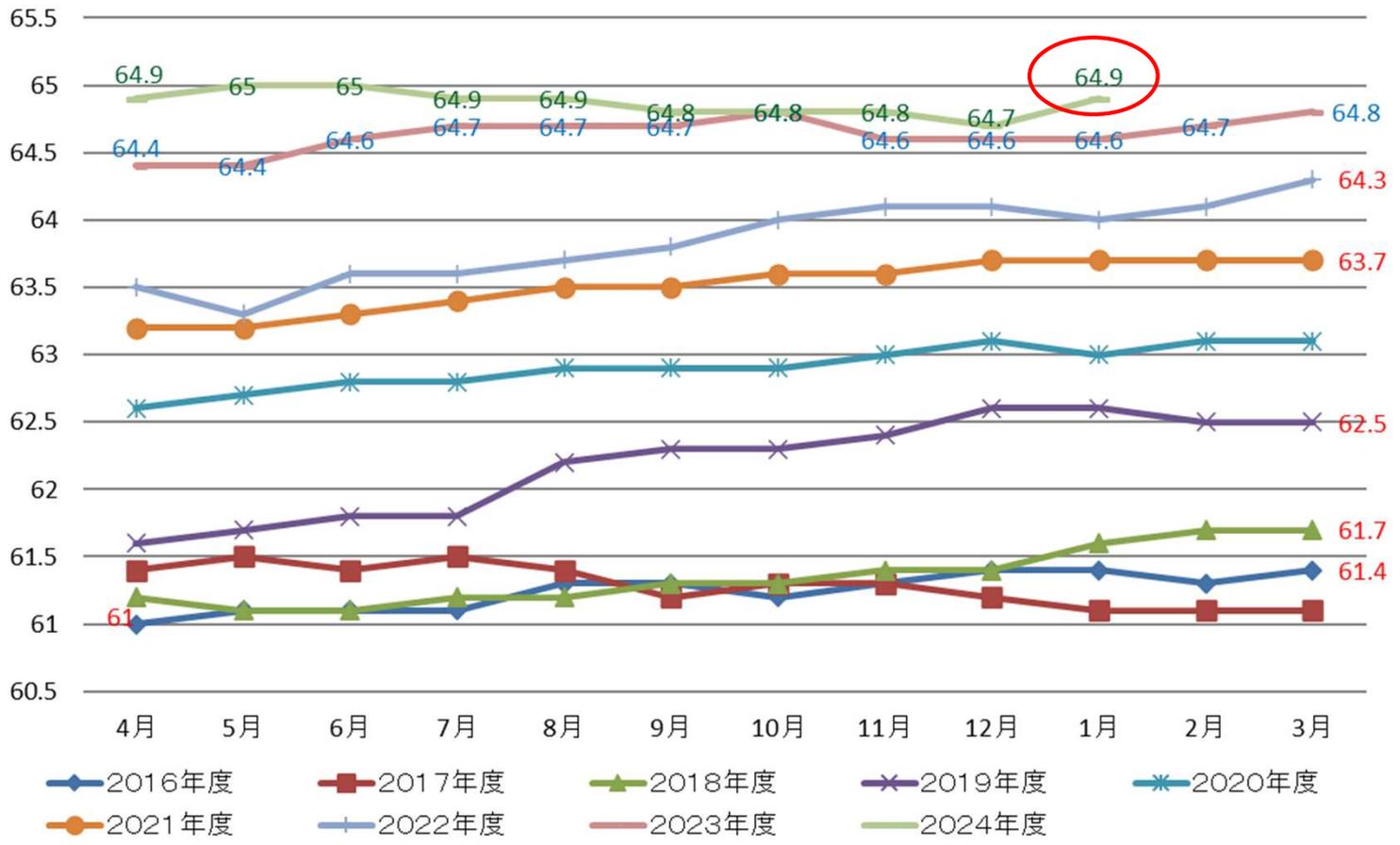


京都北部の乗務員に関する交付数及び平均年齢

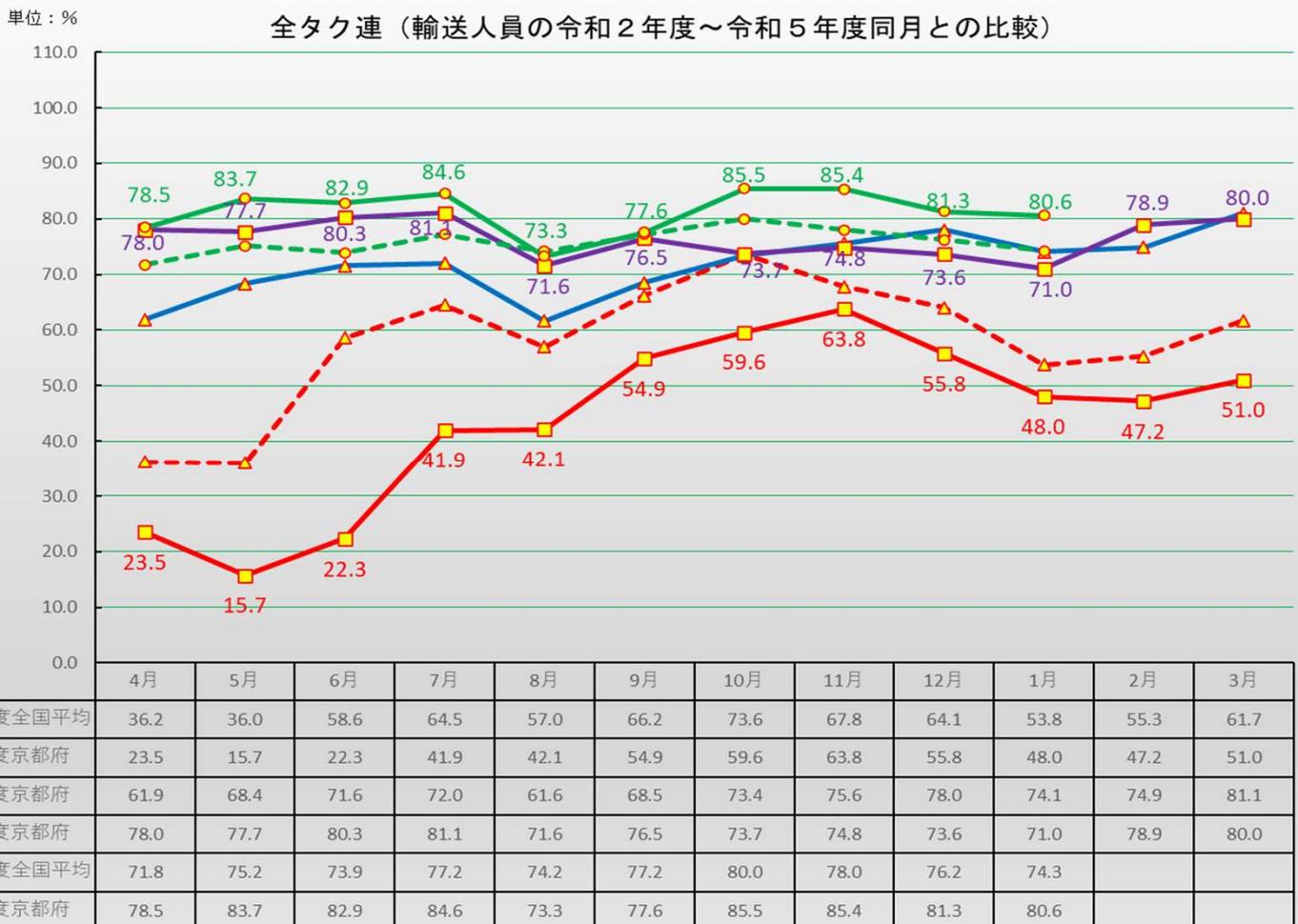
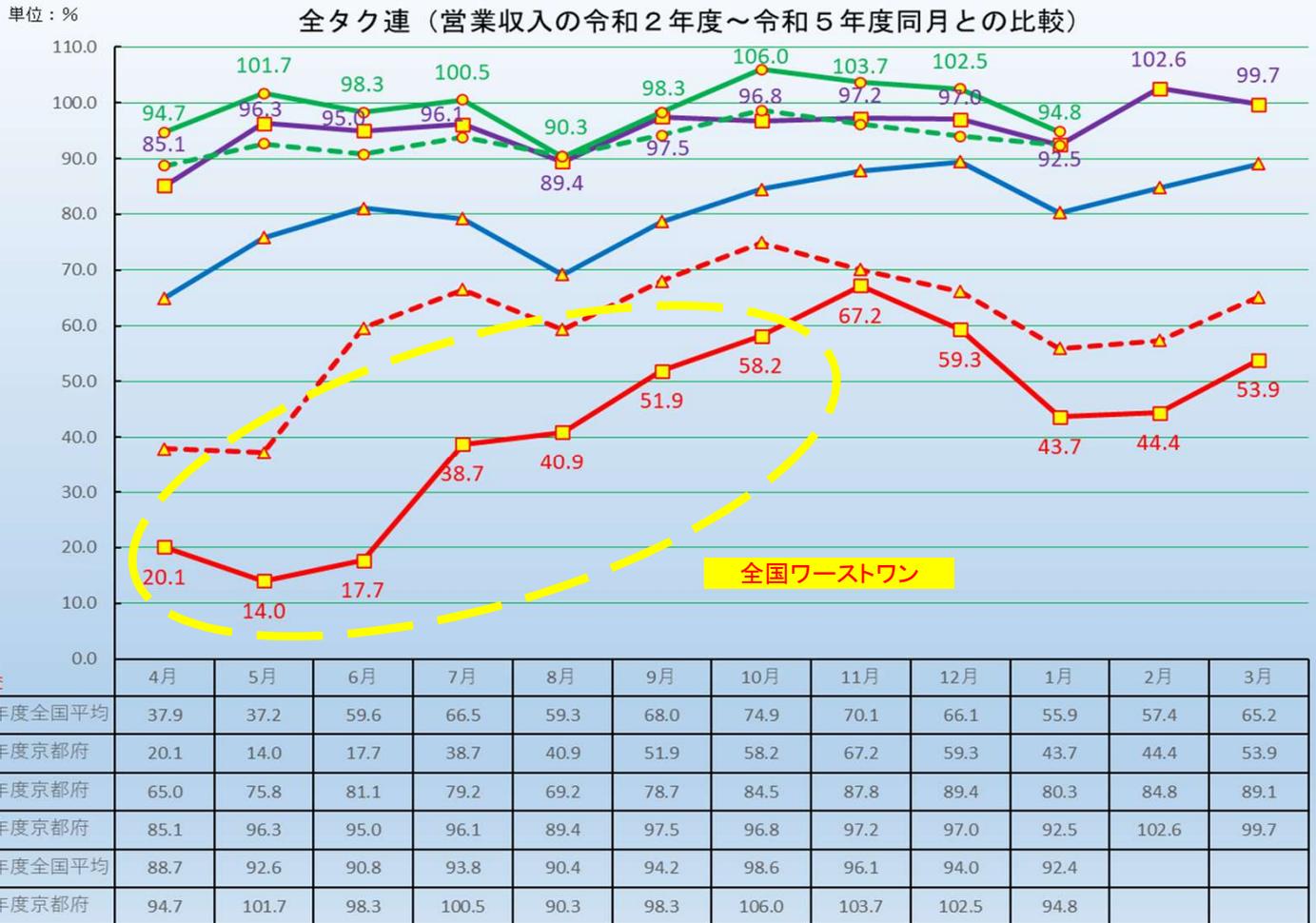
運転者証交付数



平均年齢



全国ハイヤー・タクシー連合会が緊急に実施した全国サークル調査



最近の運賃改定（京都市域地区・京都北部地区）

京都市域地区【令和5年5月1日から現行運賃】

- ①平成26年 4月 1日 改定率：9.9%（消費税転嫁を含む）
- ②平成30年 4月 1日 改定率：8.17%
 - 中型車・小型車の普通車統合（車種区分の変更）
 - ちょい乗りタクシー（初乗り距離1.7km→1.2km）
 - ※普通車上限運賃 初乗運賃 1.2km－450円
 - 加算運賃 255m－ 80円
- ③令和 元年10月 1日 消費税率転嫁
 - ※普通車上限運賃 初乗運賃 1.2km－460円
 - 加算運賃 252m－ 80円
- ④令和 5年 5月 1日 改定率：14.95%
 - ※普通車上限運賃 初乗運賃 1.0km－500円
 - 加算運賃 279m－100円

京都北部地区【令和6年3月18日から運賃改定】

- ①平成 8年 3月15日 改定率：7.1%
- ②平成26年 4月 1日 消費税率転嫁
- ③令和 元年10月 1日 消費税率転嫁のみ先行（運賃改定審査中）
 - ※中型車上限運賃 初乗運賃 1.5km－650円
 - 加算運賃 248m－ 80円
 - ※小型車上限運賃 初乗運賃 1.5km－630円
 - 加算運賃 304m－ 80円
- ④令和 2年 2月 1日 改定率：7.36%
 - 中型車・小型車の普通車統合（車種区分の変更）
 - ちょい乗りタクシー（初乗り距離1.8km→1.3km）
 - ※普通車上限運賃 初乗運賃 1.3km－570円
 - 加算運賃 226m－ 80円
- ⑤令和 6年 3月18日 改定率：11.75%
 - ※普通車上限運賃 初乗運賃 1.3km－600円
 - 加算運賃 243m－100円

京都市域交通圏 運賃改定後の損益明細表（営業・経常ベース）

原計含む全会員事業者(52社)

○京都市域地区：原価計算対象事業者の損益明細表（令和5年度）

損益明細書

【営業損益】

黒字 5社 赤字 10社 計 15社

【経常損益】

黒字 8社 赤字 7社 計 15社

○京都市域地区：原価計算対象事業者以外の損益明細表（令和5年度）

損益明細書

【営業損益】

黒字 13社 赤字 24社 計 37社

【経常損益】

黒字 20社 赤字 17社 計 37社

○京都市域地区：会員事業者の損益明細表（令和5年度）

損益明細書

【営業損益】

黒字 18社 赤字 34社 合計 52社

【経常損益】

黒字 28社 赤字 24社 合計 52社

【会員(37社)】

【原計事業者(15社)】

営業収益	運送収入	旅客運賃		17,722,098	
			その他	7,122	
		計	17,729,220		
	運送雑収			461,672	
	合計			18,190,892	
営業費用	運送費	人件費		12,632,724	
		燃料油脂費	ガソリン費	170,941	
			軽油費	36,072	
			LPGガス費	854,665	
			その他	24,813	
			計	1,086,491	
		修繕費	事業用自動車	397,855	
			その他	41,458	
			計	439,313	
		減価償却費	事業用自動車	236,638	
			その他	100,752	
			計	337,390	
			保険料	459,919	
			施設使用料	125,070	
			自動車リース料	59,864	
			施設賦課税	115,628	
			事故賠償費	110,618	
	道路使用料	21,886			
	その他	1,289,173			
	計	16,678,076			
一般管理費	人件費	1,084,833			
	その他	759,381			
	計	1,844,214			
	合計	18,522,290			
	営業損益			▲ 331,398	
営業外収益	金融収益			127,803	
	その他			604,641	
	合計			732,444	
営業外費用	金融費用			89,643	
	その他			236,214	
	合計			325,857	
	営業外損益			406,587	
	経常損益			75,189	

営業収益	運送収入	旅客運賃		19,122,311	
			その他	60,256	
		計	19,182,567		
	運送雑収			744,612	
	合計			19,927,179	
営業費用	運送費	人件費		13,525,669	
		燃料油脂費	ガソリン費	594,216	
			軽油費	31,048	
			LPGガス費	351,257	
			その他	81,043	
			計	1,057,564	
		修繕費	事業用自動車	304,424	
			その他	18,430	
			計	322,854	
		減価償却費	事業用自動車	126,094	
			その他	119,173	
			計	245,267	
			保険料	359,455	
			施設使用料	315,371	
			自動車リース料	476,193	
			施設賦課税	107,781	
			事故賠償費	38,741	
	道路使用料	82,278			
	その他	1,520,461			
	計	18,051,634			
一般管理費	人件費	819,741			
	その他	1,474,149			
	計	2,293,890			
	合計	20,345,524			
	営業損益			▲ 418,345	
営業外収益	金融収益			91,392	
	その他			672,943	
	合計			764,335	
営業外費用	金融費用			65,271	
	その他			152,512	
	合計			217,783	
	営業外損益			546,552	
	経常損益			128,207	

R7.1.14付け近畿運輸局への修正報告(1社)を反映

①京都市域交通圏 運賃改定後の損益明細表（原価計算対象事業者）

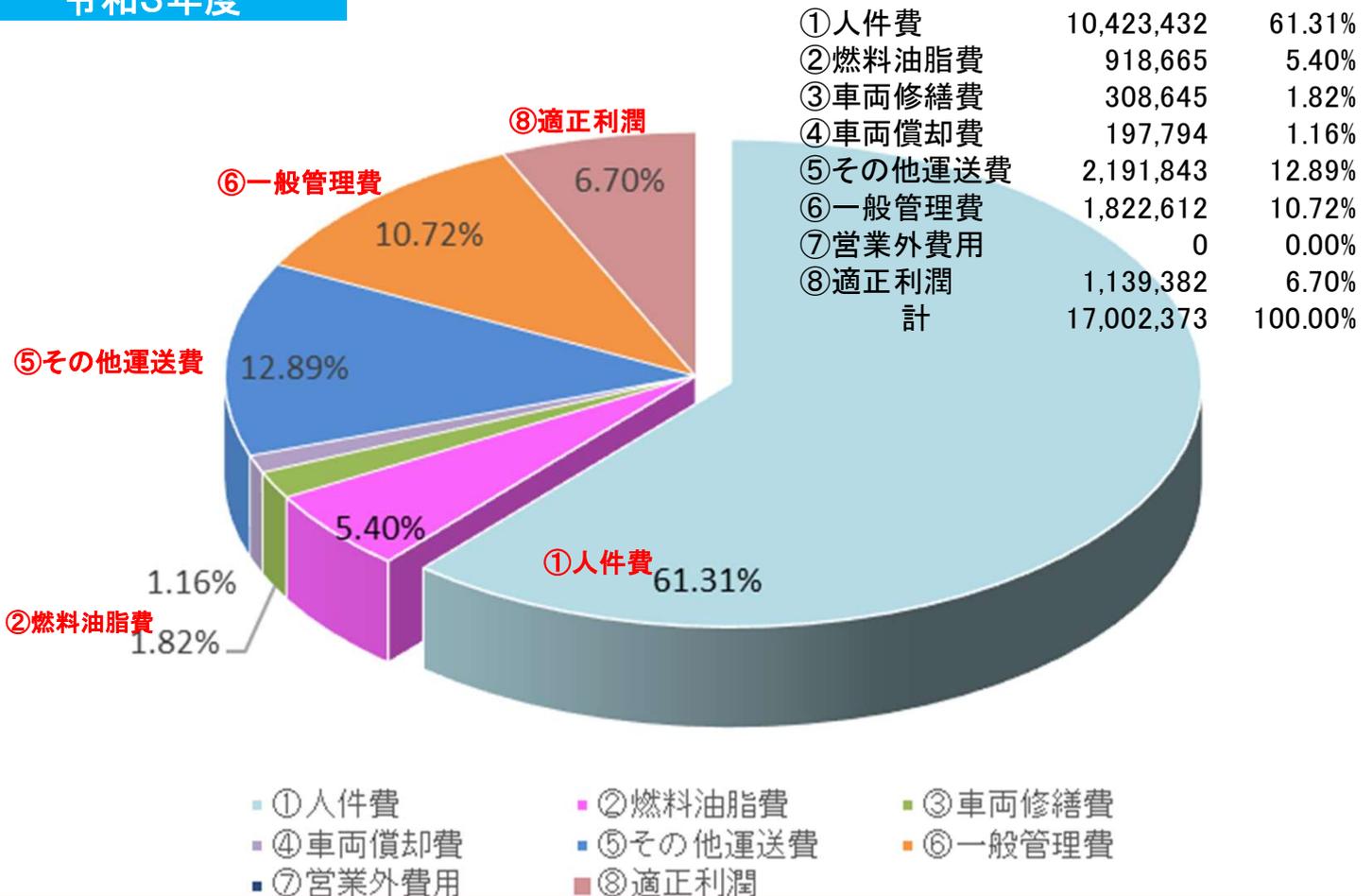
令和5年の運賃改定の際に近畿運輸局が査定した収支実績及び推定収支

（京都市域地区） タクシー事業の収支実績及び推定収支

（金額の単位は千円）

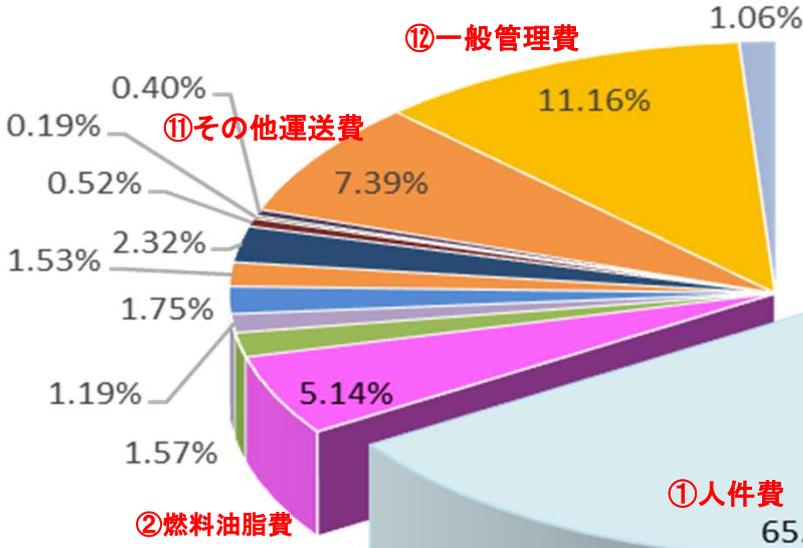
	令和3年度実績		平年度①査定		平年度②改定後		実績年比
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比	
運送収入	12,158,603	100.00%	15,752,724	100.00%	18,107,495	100.00%	129.56%
運送雑収	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
営業外収益	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
計	12,158,603	100.00%	15,752,724	100.00%	18,107,495	100.00%	129.56%
人件費	10,423,432	61.31%	11,528,560	63.67%	11,528,560	63.67%	110.60%
燃料油脂費	918,665	5.40%	1,108,216	6.12%	1,108,216	6.12%	120.63%
車両修繕費	308,645	1.82%	339,628	1.88%	339,628	1.88%	110.04%
車両償却費	197,794	1.16%	221,647	1.22%	221,647	1.22%	112.06%
その他運送費	2,191,843	12.89%	2,544,262	14.05%	2,544,262	14.05%	116.08%
一般管理費	1,822,612	10.72%	1,830,344	10.11%	1,830,344	10.11%	100.42%
営業外費用	0	1.30%	0	0.00%	0	0.00%	
小計	15,862,991	93.30%	17,572,657	97.05%	17,572,657	97.05%	110.78%
適正利潤	1,139,382	6.70%	534,838	2.95%	534,838	2.95%	46.94%
運送原価	17,002,373	100.00%	18,107,495	100.00%	18,107,495	100.00%	106.50%
収支差(利潤込)	△ 4,843,770		△ 2,354,771		0		
収支率(同)	71.51%		87.00%		100.00%		
所要増収額	4,843,770		2,354,771				
(所要)増収率	39.84%		14.95%				

令和3年度



②京都市域交通圏 令和5年度運賃改定後の損益明細表（全事業者）

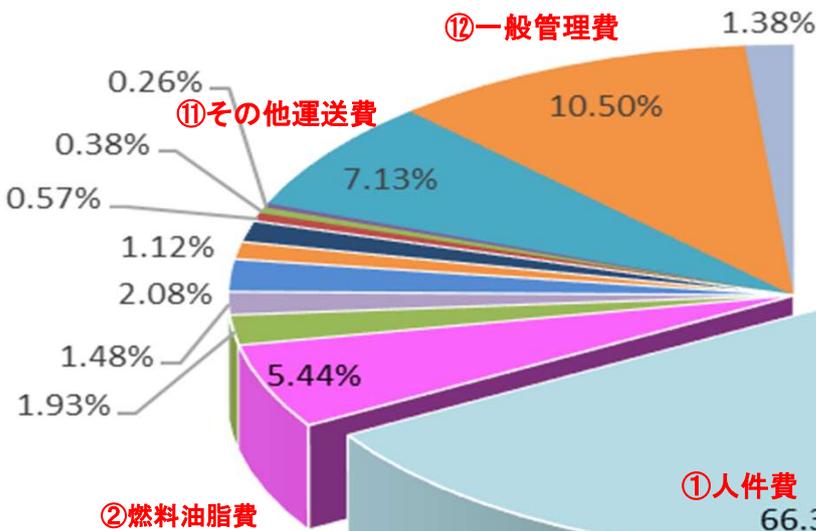
原計事業者(15社)



①人件費	13,525,669	65.78%
②燃料油脂費	1,057,564	5.14%
③車両修繕費	322,854	1.57%
④車両償却費	245,267	1.19%
⑤保険料	359,455	1.75%
⑥施設使用料	315,371	1.53%
⑦自動車リース料	476,193	2.32%
⑧施設賦課税	107,781	0.52%
⑨事故賠償費	38,741	0.19%
⑩道路使用料	82,278	0.40%
⑪その他経費	1,520,461	7.39%
⑫一般管理費	2,293,890	11.16%
⑬営業外費用	217,783	1.06%
計	20,563,307	100.00%

- ①人件費
- ②燃料油脂費
- ③車両修繕費
- ④車両償却費
- ⑤保険料
- ⑥施設使用料
- ⑦自動車リース料
- ⑧施設賦課税
- ⑨事故賠償費
- ⑩道路使用料
- ⑪その他経費
- ⑫一般管理費
- ⑬営業外費用

原計含む会員事業者(52社)



①人件費	26,158,393	66.37%
②燃料油脂費	2,144,055	5.44%
③車両修繕費	762,167	1.93%
④車両償却費	582,657	1.48%
⑤保険料	819,374	2.08%
⑥施設使用料	440,441	1.12%
⑦自動車リース料	536,057	1.36%
⑧施設賦課税	223,409	0.57%
⑨事故賠償費	149,359	0.38%
⑩道路使用料	104,164	0.26%
⑪その他経費	2,809,634	7.13%
⑫一般管理費	4,138,104	10.50%
⑬営業外費用	543,640	1.38%
計	39,411,454	100.00%

- ①人件費
- ②燃料油脂費
- ③車両修繕費
- ④車両償却費
- ⑤保険料
- ⑥施設使用料
- ⑦自動車リース料
- ⑧施設賦課税
- ⑨事故賠償費
- ⑩道路使用料
- ⑪その他経費
- ⑫一般管理費
- ⑬営業外費用

京都市域地区の運賃と他の運賃ブロックとの比較（5km・3km走行時）

【5km走行時の比較】

地区	車種区分	基準運賃			5km走行時の運賃	対比指数	改定時期
		初乗運賃	Km	円			
京都市域地区	普通車	初乗運賃	1.000 Km	500 円	1,933.69 円	100.0	最近改定：令和5年5月1日実施 5km走行時の運賃：2,000円
		加算運賃	279 m	100 円			
大阪地区	普通車	初乗運賃	1.040 Km	500 円	2,023.08 円	104.6	最近改定：令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃：2,100円
		加算運賃	260 m	100 円			
神戸・阪神間地区	普通車	初乗運賃	1.146 Km	600 円	2,117.32 円	109.5	最近改定：令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃：2,200円
		加算運賃	254 m	100 円			
札幌A地区	普通車	初乗運賃	1.280 Km	670 円	1,904.85 円	98.5	最近改定：令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃：1,950円
		加算運賃	241 m	80 円			
宮城県A地区	普通車	初乗運賃	1.400 Km	710 円	1,871.29 円	96.8	最近改定：令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃：1,910円
		加算運賃	310 m	100 円			
新潟県A地区	普通車	初乗運賃	1.000 Km	610 円	1,910.81 円	98.8	最近改定：令和4年9月24日実施 5km走行時の運賃：1,970円
		加算運賃	246 m	80 円			
特別区・武三地区 (東京都)	普通車	初乗運賃	1.096 Km	500 円	2,030.98 円	105.0	最近改定：令和4年11月14日実施 5km走行時の運賃：2,100円
		加算運賃	255 m	100 円			
京浜地区	普通車	初乗運賃	1.091 Km	500 円	2,135.56 円	110.4	最近改定：令和5年11月20日実施 5km走行時の運賃：2,200円
		加算運賃	239 m	100 円			
名古屋地区	普通車	初乗運賃	1.011 Km	500 円	2,047.46 円	105.9	最近改定：令和4年12月5日実施 5km走行時の運賃：2,030円
		加算運賃	232 m	90 円			
広島県A地区	普通車	初乗運賃	1.5 Km	750 円	1,810.61 円	93.6	最近改定：令和5年6月26日実施 5km走行時の運賃：1,870円
		加算運賃	264 m	80 円			
福岡Aブロック	普通車	初乗運賃	1.6 Km	830 円	1,844.93 円	95.4	最近改定：令和5年8月1日実施 5km走行時の運賃：1,870円
		加算運賃	268 m	80 円			
兵庫北部地区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	700 円	2,180.00 円	102.1	最近改定：令和5年11月20日実施 5km走行時の運賃：2,200円
		加算運賃	250 m	100 円			
大津市地区	普通車	初乗運賃	1.0 Km	500 円	2,194.92 円	113.5	最近改定：令和5年5月1日実施 5km走行時の運賃：2,200円
		加算運賃	236 m	100 円			
奈良県地区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	750 円	2,254.07 円	116.6	最近改定：令和6年11月11日実施 5km走行時の運賃：2,350円
		加算運賃	246 m	100 円			
和歌山市域地区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	650 円	1,940.70 円	100.4	最近改定：令和5年7月3日実施 5km走行時の運賃：2,000円
		加算運賃	258 m	90 円			
京都北部地区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	600 円	2,122.63 円	109.8	最近改定：令和6年3月18日実施 5km走行時の運賃：2,200円
		加算運賃	243 m	100 円			

【3km走行時の比較】

地区	車種区分	基準運賃			3km走行時の運賃	対比指数	改定時期
		初乗運賃	Km	円			
京都市域地区	普通車	初乗運賃	1.000 Km	500 円	1,216.85 円	100.0	最近改定：令和5年5月1日実施 3km走行時の運賃：1,300円
		加算運賃	279 m	100 円			
大阪地区	普通車	初乗運賃	1.040 Km	500 円	1,253.85 円	103.0	最近改定：令和5年5月31日実施 3km走行時の運賃：1,300円
		加算運賃	260 m	100 円			
神戸・阪神間地区	普通車	初乗運賃	1.146 Km	600 円	1,329.92 円	109.3	最近改定：令和5年5月31日実施 3km走行時の運賃：1,400円
		加算運賃	254 m	100 円			
特別区・武三地区 (東京都)	普通車	初乗運賃	1.096 Km	500 円	1,246.67 円	102.5	最近改定：令和4年11月14日実施 3km走行時の運賃：1,300円
		加算運賃	255 m	100 円			
京浜地区	普通車	初乗運賃	1.091 Km	500 円	1,298.74 円	106.7	最近改定：令和5年11月20日実施 3km走行時の運賃：1,300円
		加算運賃	239 m	100 円			
名古屋地区	普通車	初乗運賃	1.011 Km	500 円	1,271.59 円	104.5	最近改定：令和4年12月5日実施 3km走行時の運賃：1,310円
		加算運賃	232 m	90 円			

※青字は近畿運輸局管内の運賃ブロックを示し、黒字は近畿運輸局管内以外の運賃ブロックを示す

京都のタクシー事業者の取り組み①

ユニバーサル・ デザイン(UD)の タクシー車両導入



- ドアtoドアの輸送は、タクシーの使命です。
- ご高齢・車いすのお客様にも安心して、目的地までご利用いただけるよう「おもてなしの心」を形にした「ジャパンタクシー」をはじめとするユニバーサル・デザインの車両もご用意しました。
- 京都府タクシー協会では、平成24年より乗務員対象のUDドライバー研修を実施し、車いすや足もとの不自由な方の接遇を学びます。現在までに、研修開催等を通じて認定資格を取得した**1,589名の乗務員に認定証**を交付しました。

- 全国上位3位：東京都(1.6台)、愛知県(3.7台)、神奈川県(5.3台) ※括弧内は車両数比率

大阪府(4位)	1,787両	14,509両(法人車両数)	* 8.1台に1台
京都府(9位)	638両	5,843両(法人車両数)	* 9.2台に1台
兵庫県(10位)	610両	6,386両(法人車両数)	* 10.5台に1台
- ※全国ハイヤー・タクシー連合会が公表する統計調査の低公害車(ハイブリット車のトヨタ JPN TAXI)で比較

京都のタクシー事業者の取り組み②

子育てタクシー等 の運行



- 少子高齢化が問題となる現在、子育て世代を応援する「子育てタクシー」が運行されています。専門の講習を受講した乗務員が、子育て中のママ世代の移送やお子様だけの通園・通学のサポートを行っています。
- 妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。

- ※妊婦:9社,1,400人(乗務員) 育児:6社,983人(乗務員) R6.12.1現在

京都のタクシー事業者の取り組み③

スマートフォンに
よる配車

- スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。
- スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えにあがります。



※導入事業者：48社、4,508両(78.9%) R6.12.1現在

- タクシー業界におけるIoTの現状とタクシー事業への影響と対策に係わる調査・研究及び京都府タクシー協会が推奨する配車アプリ・決済機について(答申)

平成30年12月

IOT対応特別委員会



京都のタクシー事業者の取り組み④

大きな荷物をお持ちの
外国からの観光客や妊
産婦、乗降困難なお客
様のための優先タクシー
の導入

- 京都は世界に誇る国際観光都市です。
- 外国からお越しのインバウンドの皆さんに言葉の心配もなくご利用いただけます。
- また、インバウンドに限らず、お身体の不自由な方、妊産婦、ベビーカーや大型の荷物を抱えて普通のタクシー車両が利用しにくいお客様に優先的にご利用いただくための、専用タクシーを運行しています。 (フォーリン・フレンドリー・タクシー)

※認定運転者：20社、145名 認定車両：26社、111両 R7.2.13現在

(個人タクシー除く)



京都のタクシー事業者の取り組み⑤

地方自治体と協力協働して、地域の足の確保に努めています



予約型乗合タクシー
運行中！

うじたわ
LIKE はしりタクシー

予約先 宇治第一交通株式会社 TEL: 0774-24-4000
問合せ先 宇治田原町まちづくり推進課 TEL: 0774-88-6616

- 世界でも有数の高齢化社会を迎えているわが国において、高齢者が取り残されがちな交通不便地域では、移動の手段を確保することが重要な課題となっています。
- タクシー業界は、京都府下の各自治体と綿密にコミュニケーションを図りながら、デマンド運行、乗合タクシー、福祉タクシー等々、その地域で望まれる移動手段の確保のためにタクシー事業者として何ができるかを追求し、可能な限り公共交通機関としての役割を果たすための努力を行っています。

京都のタクシー事業者の取り組み⑥

京都駅乗降場の環境整備と路上客待ち行為の解消



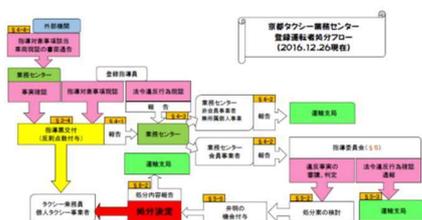
- お客様が多数利用される京都駅烏丸口の利用環境向上のため、京都市・JR西日本との共同事業により、おりば上屋設置とのりばのバリアフリー化等の環境整備を行いました。
- 京都駅八条口においては、タクシー車両の待機場を別途確保し、ショットガン方式で乗り場へタクシー車両を誘導することにより、八条通りの違法な路上客待ち駐車状態を解消しました。

京都のタクシー事業者の取り組み⑦

違法客待ち乗務員の指導教育の徹底と対策の強化



- 業界の自主活動として、違法待機が発生しやすい繁華街や駅付近で、毎週1回の街頭指導活動を実施しています。
- 特に、京都駅烏丸口については、混雑防止のため、自主的な入構制限を実施しております。
- 業界独自に運転者指導規程を制定し、街頭指導等の中で度重なる違反行為が見受けられる運転者に対しては、相応のペナルティーを科して指導の強化を図るとともに、さらに悪質な運転者については、行政とも連携して運転者登録を抹消するなど、乗務員の質の向上に努めています。



京都のタクシー事業者の取り組み⑧

駐停車マナー 向上の取組

- 京都市都市計画局歩くまち推進室と共同で、原則、毎年度「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」(座長：藤井聡教授)を開催。
- アンケートや小冊子を通じた乗務員の駐停車マナー向上だけでなく、利用者の方へも「タクシーのりば」の案内や、交差点内などの禁止地帯でも乗降車を控えていただくよう啓発活動を行っています。



京都のタクシー事業者の取り組み⑨

災害等緊急時における輸送力の確保

一般社団法人京都府タクシー協会と災害等緊急時における協力協定を締結します！

平成30年7月4日
京都府原子力防災課
課長杉村 075-414-5614

京都府では、自然災害、原子力災害等が発生した場合に、避難するために特に配慮が必要となる者（以下「要配慮者等」という。）の安全かつ迅速な避難・輸送のための手段を確保するため、一般社団法人京都府タクシー協会と災害等緊急時におけるタクシーによる要配慮者等の輸送に関する協定を締結します。

つきましては、7月11日に締結式を行いますので、当日のご取材をお願いします。

1 日時 平成30年7月11日（水） 午前11時10分～11時30分

2 場所 京都府庁1号館3階 会議室

3 出席者
【京 都 府】 知事 西郷 隆崇
【一般社団法人京都府タクシー協会】 会長 栗元 秀和

4 協定の内容
自然災害、原子力災害等において要配慮者等が避難を行う場合、京都府の要請に基づき、タクシーによる要配慮者等の輸送について協力を行う。

（参考）一般社団法人京都府タクシー協会（昭和37年1月設立）は、一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人又は個人で構成された団体であり、一般乗用旅客自動車運送事業に関する統計の作成、経費の合理化を図るための調査・研究、役員の上並びに交通安全及び事故防止の啓発・宣伝活動などを行っている。

- 近年、地球温暖化の影響など、全国各地において甚大な自然災害が頻発しています。加えて原子力災害、武力攻撃事態についても決して安心できない状況となっています。
- 京都府タクシー協会は、平成30年7月11日付けで京都府と「災害等緊急時におけるタクシーによる要配慮者等の輸送に関する協定書」を取り交わし、緊急時における交通弱者のための輸送要請に関して、適切かつ円滑な運営を期するため、府下のタクシー事業者が態勢の整備に努めています。
- また、地域の事業者も自治体と災害協定を締結。



～ 京 都 府 報 道 発 表 資 料 ～

京都のタクシー事業者の取り組み⑩

タクシーの特性を活用した安心社会への貢献活動

認知症高齢者等の発見保護を目的とした警察とタクシーとの連携に係る協定

一般社団法人京都府タクシー協会及び京都府タクシー業務センター（以下「甲」という。）と京都府警察本部（以下「乙」という。）は、京都府内において行方不明となっている認知症またはその疑いのある高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）を早期に発見保護するため、次のとおり協定を締結する。

ドライブレコーダ等に記録される映像情報の提供等に関する覚書

京都府警察本部交通部・刑事部と京都府タクシー協会は、ドライブレコーダ等に記録される映像情報の提供等に関する下記の事項について、ここに覚書を作成する。

- タクシーは各営業地域を24時間、隈なく運行しており、その車両に搭載されている「無線」と「ドライブレコーダー」は緊急時等での関係機関との情報交換において極めて有益な役割を果たします。
- 京都府タクシー協会は、警察との連携を図るための協定を結び、タクシーの特性を生かして「認知症高齢者等」の発見保護や犯罪捜査への情報提供等、安全で安心できる社会の構築へ向けて努力しています。

京都のタクシー事業者の取り組み⑪

コンビニ駐車場を 活用した防犯協力



- 近年増加する深夜のコンビニ強盗事件。タクシー業界では、京都府警の仲介により、府内コンビニ協会と協定書を締結。深夜の時間帯に店舗駐車場で休憩・休息を行いながら、犯罪抑止に協力する活動を開始しました。

京都府内の犯罪抑止を目的とした コンビニエンスストアとタクシーとの連携に係る協定書を締結

【締結年月日】：平成25年9月19日

【締結者及び立会人】

- ・京都府コンビニエンスストア安全・安心まちづくり連絡協議会
- ・京都タクシー業務センター、京都府タクシー協会
(立会人) 京都府警察本部生活安全部長



京都のタクシー事業者の取り組み⑫

各種支援タクシー の運行



- 高齢化が加速する中、お一人で生活される高齢者も増えています。そうした方にとって社会生活をおくるうえで様々な支援を必要とされています。
- こうした社会的要請の中で、タクシー会社では「買い物代行」「病院受付代行」「薬受け取り代行」等々、様々な工夫を凝らしての支援タクシーの運行を行っています。
- 時間に余裕がない方や外出が困難な方に、必要に応じて必要なサービスを提供します。

京都のタクシー事業者の取り組み⑬

障害者団体との 意見交換会



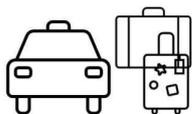
- 従来から様々な形で、ハード、ソフトの両面からユニバーサル社会実現のための取組みを進めていましたが、様々な課題も残されていました。
- また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を目前にし、我が国においてもユニバーサル社会の実現のための取組みについて、より一層の充実強化が求められていました。
- 京都市域交通圏タクシー準特定地域協議会の委員からのご意見を踏まえ、タクシー利用にあたってのご意見や業界の取組みの現状も報告させていただくなど、相互の情報交換及び意見交換を、平成30年度より開催いたしました。

【開催状況】

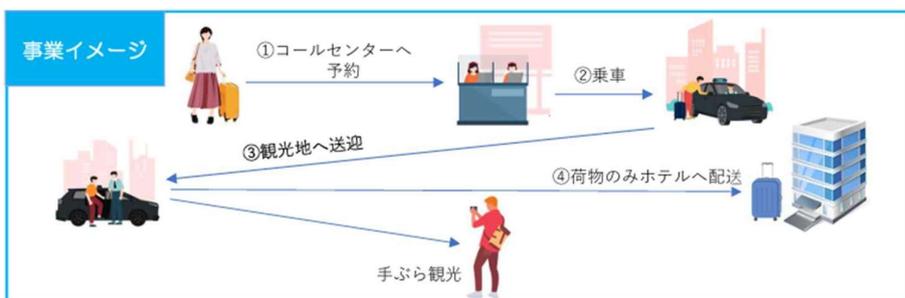
第1回：平成31年1月18日（対面開催）、第2回：令和2年2月6日（対面開催）
 第3回：令和3年2月5日（書面開催）、第4回：令和4年3月4日（書面開催）
 第5回：令和5年3月27日（書面開催）、第6回：令和6年2月28日（対面開催）
第7回：令和7年3月26日（書面開催予定）

京都のタクシー事業者の取り組み⑭

タクシー車両を 活用した手ぶら観光



- 観光で入浴されるお客様の手荷物が原因による市バスの混雑やコインロッカー不足等の問題が発生しています。
- 「手ぶら観光」はタクシーにご乗車いただくお客様限定で観光地等までのお送りした後、そのまま手荷物を宿泊先のホテルまで有料で輸送する貨客混載のサービスです。
- 貨物料金はGoogleマップを用いて距離に応じて算出します。



京都のタクシー事業者の取り組み⑮

タクシー不足解消 に向けた取組



- 京クルーは、観光地である京都ならではのタクシー不足解消に向けた取り組みの一つになります。
- 国土交通省が創設された新たな仕組みを活用したもので、不足する地域や時間帯の公表を受け、道路運送法78条3号の自家用有償運送を活用した「日本版ライドシェア」を指します。
- 具体的には、タクシー事業者が運行管理・整備管理を担い安全・安心を担保した上で、普通免許のドライバーを雇用、そのドライバーの自家用車やタクシー遊休車両を活用した事業になります。



京都のタクシー事業者の取り組み⑯

府内全域で タクシーを禁煙化



- 喫煙者だけでなく、周りの人の発がんリスクを上昇させるたばこ。
- 京都のタクシー車両は、**全国に先駆ける形で、平成21年より全面禁煙化に移行**しました。誰もが等しく快適に過ごせる車内環境整備に取り組みました。
- 改正健康増進法が2020年4月1日に全面施行され、多くの人々が利用する施設等は、原則として屋内禁煙となりました。

※バスやタクシーなど旅客運送用車両での喫煙は禁止



京都のタクシー業界を支える協会の思想を象徴的に表現しました。
車の中の四角の集合体は、多くの企業が集まる協会の団結・結集した様を表現しています。

ロゴマークは京都府タクシー協会を象徴する重要な視覚要素です。